

令和 7・8・9 年度（2025・2026・2027 年度）

下水道主要機器品質認定希望者募集要項

【随時募集のお知らせ】

本制度は、下水道用設備工事で設置する下水道主要機器が故障するなどして、お客さまの安全・安心と快適な生活に影響を及ぼすことのないよう、設計、製造、検査及び修理に対して、当局が求める高度な専門技術及び品質管理能力を有する製作者の機器を認定する制度です。

工事により当局の施設に品質認定対象の下水道主要機器を導入する場合、品質認定を受けた製作者の機器であることが求められます。

品質認定者の認定を希望される方は、下記のとおり申請手続をお願いいたします。

記

1 品質認定品目及び仕様書

下水道主要機器の品質認定を行う品目及び求められる仕様は、東京都下水道局ホームページの「事業者の皆さまへ>下水道主要機器品質認定制度について」に「下水道主要機器品質認定機器リスト」及び「下水道主要機器品質認定品目仕様書」を掲載しておりますので、御確認ください。

なお、品質認定は、品質認定品目ごとに行います。

2 下水道主要機器品質認定者の審査基準について

品質認定者として求められる要件や審査基準は、東京都下水道局ホームページの「事業者の皆さまへ>下水道主要機器品質認定制度について」に「下水道主要機器の品質認定に関する審査基準」を掲載しておりますので、御確認ください。

3 品質認定有効期間

品質認定有効期間は、品質認定者となった日から令和10年（2028年）3月31日までとなります。

4 申請方法

(1) 申請書類

申請に必要な書類は、東京都下水道局ホームページの「事業者の皆さまへ>下水道主要機器品質認定制度について」に申請書類の各種様式を掲載しておりますので、御利用ください。

また、申請書類の作成に当たっては、「下水道主要機器品質認定における申請書類作成要領」も掲載しておりますので、こちらに基づき作成してください。

(2) 提出方法

申請に当たっては、書類（電子媒体・紙媒体）を郵送又は御持参ください。（郵送中の棄損、紛失等については、責任を負いかねます。簡易書留等の差出し・送達を確認できる方法で送付してください。）

なお、申請者に代わり申請手続を代行できる方（申請代行者）は、次に掲げる事項に該当する方のみ可能となります。その際は、必ず委任状を申請書類に添付して代行申請を行ってください。

ア 申請者の関連会社

イ 申請者と代理店契約にある方

(3) お申込み受付期間

申請書類は、令和 6 年 11 月 11 日から次期定期募集開始時までの平日の月曜日から金曜日までに随時受付しております。なお、次の各項に掲げる事項を除きます。（郵送の場合は、締め切り日の消印有効）

ア 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

イ 12 月 29 日から 12 月 31 日まで、1 月 2 日及び 1 月 3 日

(4) 書類郵送先及び受付場所

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第二本庁舎 30 階（南側）

東京都下水道局 建設部 設備設計課 設備調査担当

(5) 受付時間（書類持参の場合）

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時半まで

(6) その他

ア 受付後、申請書類に記載漏れ等の不備があった場合は返却しますので、申請書類を再提出してください。

イ 提出された申請書類等は、返却いたしませんので、御了承願います。

5 結果通知

(1) 令和 6 年 11 月 11 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に申請書類を受理した場合

上記期間の随時募集の結果通知については、定期募集における品質認定希望者の審査時期と重なるため、令和 7 年（2025 年）6 月以降順次の通知となることを御了承ください。

(2) 令和 7 年 4 月 1 日から次期定期募集開始時までの間に申請書類を受理した場合

上記期間の随時募集の通知結果については、受付日から概ね 4 か月後に通知します。

6 品質認定者名簿の公表

品質認定者は、東京都下水道局ホームページの「事業者の皆さまへ>下水道主要機器品質認定制度について」に「下水道主要機器品質認定機器リスト」として名簿を掲載し、公表いたし

ます。

7 注意事項

(1) 品質認定者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するとき、速やかに書面により報告を行わなくてはなりません。

ア 機器の設計、製造、検査又は修理に関して、不正行為があったとき。

イ 品質認定者の責に帰すべき理由により、品質認定を受けた機器に重大な欠陥が発現したとき。

ウ 品質認定者が申請時の要件を欠くに至ったとき。

(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、品質認定を取り消すことがあります。

ア 品質認定者から 7(1)の報告があったとき。

イ 品質認定者が 7(1)の報告を怠ったとき。

ウ 品質認定に関する申請書類の記載内容に虚偽が判明したとき。

エ 当局の品質認定品目に限らず、品質認定者が、製造物の品質に係る社会的に影響が大きな法令違反又は信用失墜行為を行ったとき。

なお、7(1)に該当したときは、委員会の審議による決定があるまでの期間、当該品質認定を停止します。

(3) 品質認定期間内であっても、品質認定品目の指定廃止に伴い、品質認定を取り消すことがあります。

8 問合せ先

東京都下水道局 建設部 設備設計課 設備調査担当

電話：03-5320-6680

東京都下水道局ホームページ (<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/>)

以上